

社会福祉法人花巻東雲会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人花巻東雲会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤理事・理事長に月額報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤理事、監事及び評議員が法人及び施設業務のための出勤を行う場合は、日額報酬を支給する。
- (3) 理事会及び評議員会会議へ出席したときは、日額報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額。常勤理事・理事長の賞与は、別表2に定める額とする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。但し、勤務時間外の時は、この規定とする。

(報酬額)

第6条 役員等の報酬額に対して、各年度の総額が別表3の範囲を超えないように支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬の支給は、次の各号による。

- (1) 常勤理事・理事長の月額報酬は、毎月25日、賞与については毎年7月10日及び12月10日、現金で支給する。
- (2) 理事、監事及び評議員の日額報酬は、その都度現金で支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第8条 役員等が、法人業務、職務のため市外・県外出張する場合は、別紙4の通り費用弁償する。

- 2 旅費を実費支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を費用弁償する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成26年1月8日制定の社会福祉法人花巻東雲会役員等報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	報酬の種類及び金額
常勤理事・理事長	業務報酬：月額 220,800円
	会議報酬：日額 5,000円
非常勤理事	業務報酬：日額 6,000円
	会議報酬：日額 5,000円
監 事	業務報酬：日額 6,000円
	会議報酬：日額 5,000円
評議員	業務報酬：日額 6,000円
	会議報酬：日額 5,000円

別表 2 (報酬の算定方法、賞与)

常勤理事・理事長	7月の賞与	月額報酬×1か月分
	12月の賞与	月額報酬×1か月分

- ① 役員等及び理事長報酬額算定にあたり、当法人の「給与規程・給与表」及び事業活動収益等を参考とした金額とする。
- ② 報酬単価の算出は、当法人の給与規程別表1（第10条関係給与表）5等級第26号より算出する。 $320,000円 \div 160時間$ （1か月の平均労働時間） $=2,000円$ （時間単価）
役員等業務時間単価 2,000円、理事長業務時間単価2,300円、役員等会議報酬単価 2,500円
- ③ 理事長は、常勤理事として当法人を主たる勤務場所、月16日又は月96時間の勤務とし、月額報酬及び賞与を支給する。
- ④ 役員等が法人及び施設業務のための出勤を行う場合、1日3時間とし日額報酬を支給する。
- ⑤ 役員等が理事会及び評議員会会議へ出席したときは、1回2時間とし日額報酬を支給する。但し、職員を兼ねる役員については業務出勤時間内の会議報酬は支給しない。

別表 3 (報酬総額)

区 分	各年度の総額
理事長	3,200,000円
理 事	400,000円
監 事	300,000円
評議員	300,000円

別表 4 (費用弁償)

区分	旅費	日当	宿泊料(日)
役員等	実費	市外/2,000円	市外/12,000円
		県外/3,000円	県外/18,000円